

全国サービスクリエイター協会 選挙管理規定

全国サービスクリエイター協会 選挙管理規程

(目的)

第1条 この規程は、全国サービスクリエイター協会会則（以下「会則」という。）第8条第2項の規定に基づき、選挙制度を規定し、選挙を適正・適切に行うことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則による選挙を行う範囲は、全国サービスクリエイター協会（以下「協会」という。）のブロック理事選挙について適用する。

(構成)

第3条 選挙管理委員会は、会長が理事の中から委員を選任する。

(地方選挙管理委員会への委任)

第4条 選挙管理委員会は、地方選挙管理委員会委員を任命し、地方理事候補の選挙の実施について、その権限の一部について委任することができる。

(選挙管理委員会の業務)

第5条 選挙管理委員会の業務は、次の通りである。

- (1) 告示に関する事務
- (2) 立候補に関する管理及び事務
- (3) 立候補者の資格に関する事務
- (4) 選挙公報に関する事務
- (5) 投票、開票に関する管理及び事務
- (6) 選挙の結果に関する事務
- (7) 選挙に関する広報の事務
- (8) 選挙に関する異議申し立ての裁定及び裁定事務並びに裁定確定による処置
- (9) 選挙に関する内規を定める事務
- (10) 理事が欠けた時の補充候補者の選挙による選出、又は前回選挙の次点の者を繰り上げの是非の決定に係わる処置
- (11) その他選挙に関する事務。

(選挙管理委員会委員の任期)

第6条 選挙管理委員会委員の任期は2年とし、理事改選の任期と同一とする。

(選挙の告示)

第7条 選挙管理委員会は、選挙の開始当たって、次の各号を公示する。
方法については、選挙管理委員会が適切な方法を選択して行う。

- (1) 当該選挙の定数
- (2) 立候補締め切りの日
- (3) 候補者公表の方法
- (4) 投票日締め切りの日時

(選挙日時)

第8条 理事選出の選挙日時は、選挙管理委員会が決定する。

(立候補の届け出)

第9条 立候補しようとするときは、選挙管理委員会が改選のための選挙の告示を行った日から2週間以内に、別紙「立候補届」を選挙管理委員会あてに届け出る。

届け出方法は、選挙管理委員会が次の各号の(1)又は(2)の何れか若しくは両方を指定する。

- (1) 書面による届け出
- (2) インターネット等による届け出

(立候補者の資格)

第10条 各立候補者の資格は次の各号の通りとする。

- (1) 会長立候補者の資格は、総会において承認された理事のうち、任期を全うできる意志のある者とし、協会の趣旨を十分に理解し、協会の運営に意欲のあるものとする。
- (2) 理事候補者は、会則第5条(1)又は(4)に規定する正会員又は名誉会員のうち、協会の趣旨を十分に理解し、会員の履歴が5年以上のものであること。

(資格審査)

第11条 選挙管理委員会は、立候補者からの届け出を受け付けたとき、直ちに資格審査を行い、立候補者が不適合のときは、理由を記載し当該候補者に返却する。

(候補者の公示)

第12条 選挙管理委員会は、立候補締め切り後、遅滞なく候補者の呼出符号及び氏名を告示する。公示については、選挙管理委員会が適切な方法を選択し決定する。

(推薦)

第13条 立候補の届出について、改選の定数に満たない時は、選挙管理委員会が次の措置をとるものとする。

- (1) 会長の立候補者がいないときは、選挙管理委員会が会員の中から人選し推薦する。
- (2) 理事の立候補者の定数が満たないときは、選挙管理委員会が会員の中から人選し推薦する。

(選挙の方法)

第14条 選挙の方法については、選挙管理委員会が適切な方法を選択し決定する。

(開票)

第15条 選挙管理委員会は、有効投票を確認し以下のように当選者を決定する。

- (1) 会長候補者は、再多数の票を得た者を当選人とする。
- (2) 理事候補者は、再多数の票を得た者から順次定数までの者を当選人とする。

(信任投票)

第16条 選挙管理委員会は、第13条の場合、信任投票を行わなければならない。方法や結果の処理等については、選挙管理委員会が適切な方法を選択し決定する。

(繰上げの方法)

第17条 選挙管理委員会は、任期途中の理事の欠員の場合、その選挙区の直前選挙での次点の票を得たものを指名し、理事会の承認を得て理事とする。

(規定していない事項)

第18条 本規程に該当しない事項については、選挙管理委員会が責任と誠意を持って解決する。

(付則)

第1条 本規定は、平成22年9月24日より実施する。